

令和 7 年度温泉地で活用できる事業集

令和 7 年 3 月
環境省自然環境局温泉地保護利用推進室

温泉地で活用できる事業について

この資料は、環境省温泉地保護利用推進室にて、令和7年度政府予算（案）（一部令和6年度補正予算を含む）のうち温泉地で活用できる可能性がある補助金をピックアップして冊子としたものです。すべての事業が網羅されているわけではない点にご留意下さい。

事業名	担当省庁・課室	頁
温泉熱利用・発電設備の導入、設備の高効率化改修		
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 （2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化 対策事業室	9
その他の脱炭素関連		
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 （1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化 対策事業室	11
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化 対策事業室	12
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等	環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課	13
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 （1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援	環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室	16

事業名	担当省庁・課室	頁
その他の脱炭素関連		
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（２）地域共生型再エネ導入促進事業	環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室	17
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	18
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	19
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	21
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（２）LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	22
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（３）国立公園利用施設の脱炭素化推進事業	環境省 自然環境局国立公園課	23
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（４）水インフラにおける脱炭素化推進事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	24

事業名	担当省庁・課室	頁
その他の脱炭素関連		
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（２）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 【R6補正予算】	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	25
浄化槽システムの脱炭素化推進事業	環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	26
インバウンド・観光関連（環境省予算）		
国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	環境省 国立公園課、自然環境整備課	27
国立公園等多言語解説等整備事業	環境省 国立公園課	28
エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	環境省 国立公園利用推進室	29

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光関連（観光庁予算）		
地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業	観光庁 観光資源課、国際観光課	30
地域観光魅力向上事業	観光庁 観光資源課 新コンテンツ開発推進室	31
地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり	観光庁 観光地域振興課	32
オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業	観光庁 参事官（外客受入）	33
観光地・観光産業における人材不足対策事業	観光庁 観光産業課	34
観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業	観光庁 参事官（産業競争力強化）	35
地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁 参事官（外客受入）	36
観光産業再生促進事業	観光庁 観光産業課	37
宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	観光庁 観光産業課	38
能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業	観光庁 参事官（産業競争力強化）	39
地域における受入環境整備促進事業	観光庁 参事官（外客受入）	40
観光地・観光産業における人材不足対策事業	観光庁 観光産業課	41
持続可能な観光推進モデル事業	観光庁 参事官（外客受入）	42

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光関連（観光庁予算）		
ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	観光庁 参事官（外客受入）	43
全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	観光庁 参事官（産業競争力強化）、観光地域振興課	44
世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業	観光庁 観光地域振興課	45
DMOを核とした世界的な観光地経営モデル事業	観光庁 観光地域振興課	46
地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	観光庁 観光地域振興課	47
多様な食習慣や文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者の受入環境整備に向けたモデル事業	観光庁 参事官（外客受入）	48
国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業	観光庁 観光地域振興課	49
ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進事業	観光庁 観光地域振興課	50
新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等	観光庁 観光資源課	51
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	観光庁 観光資源課	52
「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業	観光庁 観光資源課	53
質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業	観光庁 観光資源課	54
観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル構築事業	観光庁 観光資源課	55

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光関連（観光庁予算）		
公共交通利用環境の革新等	国土交通省 総合政策局地域交通課	56
海外教育旅行を通じた若者のアウトバウンド促進	観光庁 参事官（国際関係）	57
新たな交流市場・観光資源の創出事業	観光庁 観光資源課、観光地域振興課	58
福島県における観光関連復興支援事業	観光庁 観光地域振興課	59
ブルーツーリズム推進支援事業	観光庁 観光地域振興課	60

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

デコ活
くらしの中のエコがけ



【令和7年度予算(案) 3,450百万円(新規)】

【令和6年度補正予算額 7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

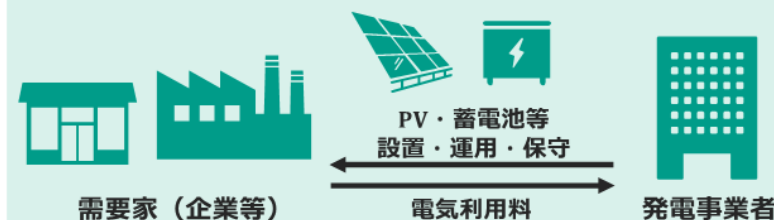
* (1) (2) (3) (4) の該当メニューにおいて、EV・PHV(外部給電可能なものに限り)を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入





地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

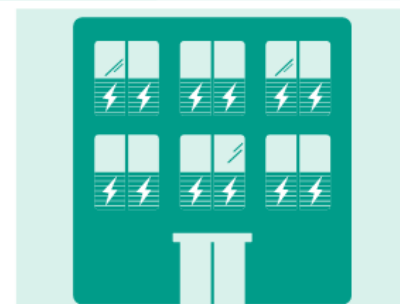
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



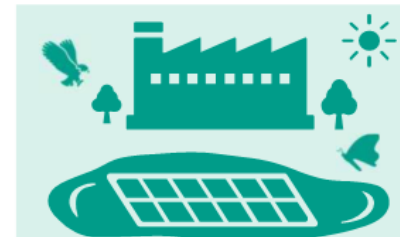
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備導入支援等を行う。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤間接補助事業 (計画策定：3/4 (上限1,000万円)、設備等導入：1/3、1/2、2/3)
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ④⑤⑥ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



※④コスト要件

(熱利用)：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）を達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【補助】**
業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。
※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。
※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）
- ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業【委託】**
太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

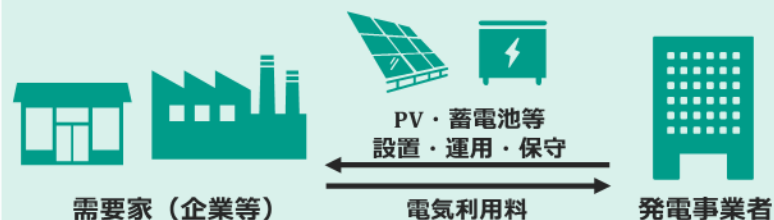
- 事業形態 ① 間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
② 委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

- * 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
- * EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



【令和6年度補正予算額 3,000百万円】

工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を加速する。

1. 事業目的

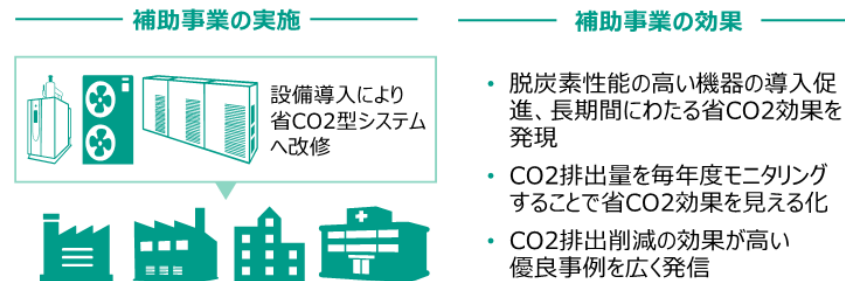
2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標を達成するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押しすることでバリューチェーン全体のCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

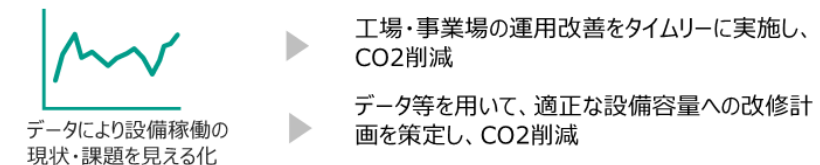
- ① **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を支援する（3カ年以内）。
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援する（2カ年以内）。

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業



② DX型CO2削減対策実行支援事業



3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)】環境省
 【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

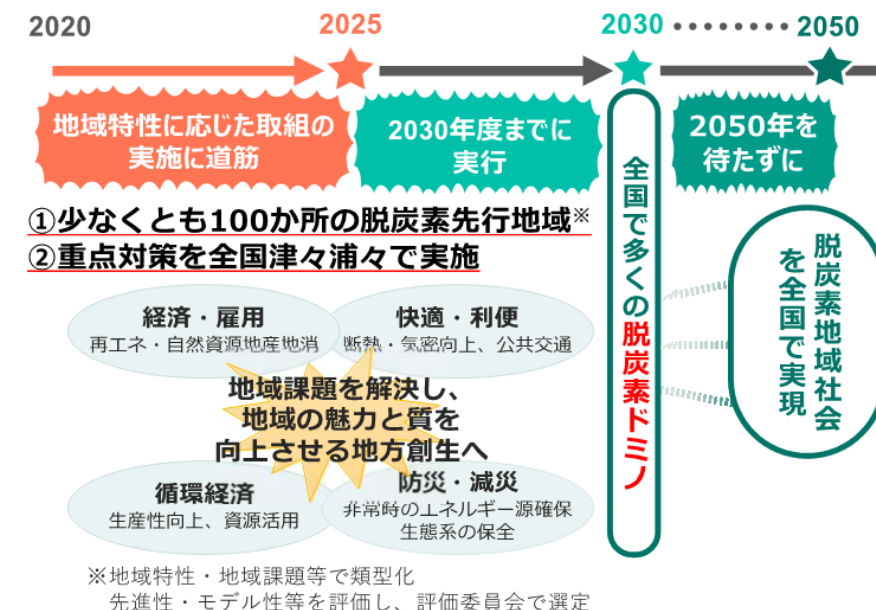
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

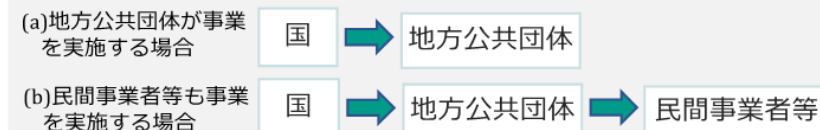
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：(1) (2) 交付スキーム>



地域脱炭素推進交付金 事業内容

	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2 排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されている こと
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設 備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等 を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時 等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省 エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車 を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド 等事業 官民連携により民間事業者が裨益 する自営線マイクログリッドを構築 する地域等において、温室効果ガス 排出削減効果の高い再エネ・省エ ネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



環境省



【令和7年度予算（案） 711百万円（758百万円）】

【令和6年度補正予算額 918百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態

- (1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）
- (1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■ 補助・委託対象

- (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- (1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■ 実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

① 間接補助 3 / 4、2 / 3（上限800万円） ② 間接補助 3 / 4（上限800万円）

■ 補助・委託対象

③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3（上限2,000万円） ④ ⑤ 委託事業

① 地方公共団体 ② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④ ⑤ 民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)(2)は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)

② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業

■ 補助・委託対象

① 地方公共団体 ②③ 民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

4. 事業イメージ

①③ゾーニング支援・横展開



②地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査
地域貢献 環境保全 その他



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109



【令和7年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】 環境省

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

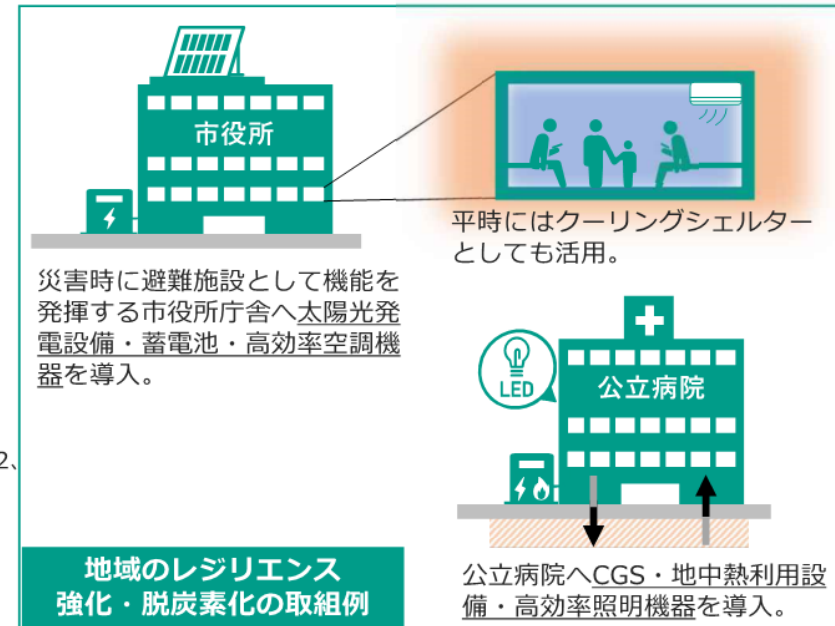
- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入

- ・ 再エネ設備
- ・ 蓄電池
- ・ CGS
- ・ 省CO2設備
- ・ 熱利用設備 等





【令和6年度補正予算額 11,175百万円】
※4年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング／くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器 等

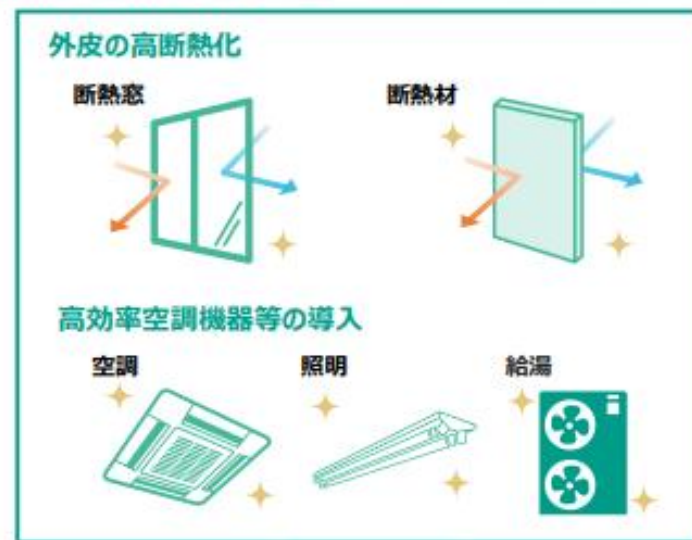
- ・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
- ・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助額：改修内容に応じて定額（補助率1/2～1/3相当） 等

3. 事業スキーム

- | | |
|------------|------------------|
| ■事業形態 | 間接補助事業 |
| ■委託先及び補助対象 | 地方公共団体、民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 令和6年度 |

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



【令和7年度予算（案） 3,820百万円（4,719百万円）】
【令和6年度補正予算額 4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

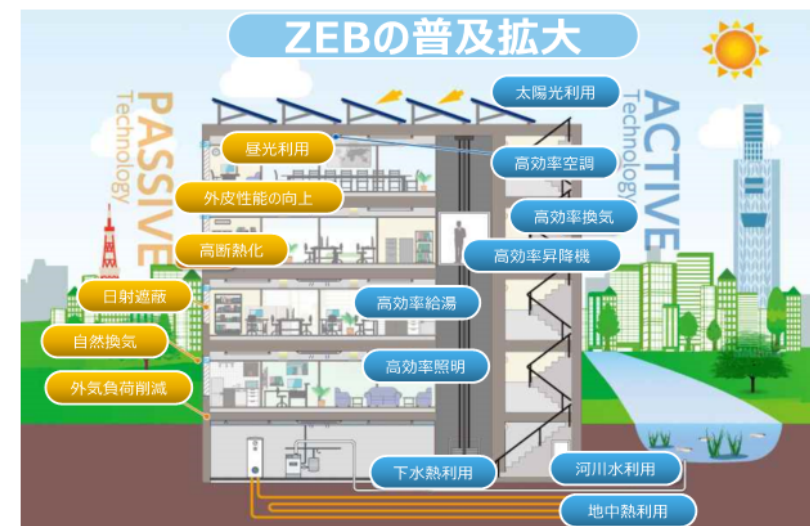
1. 事業目的

- ・2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ・外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- （1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- （2）LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- （3）国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- （4）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- （5）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。
- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。
- ◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合 等。

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3～1/4（上限3～5億円）
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度～令和10年度



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- ・ 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2: LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆ 補助要件: ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆ 特に評価する先導的な取組: 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆ 優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

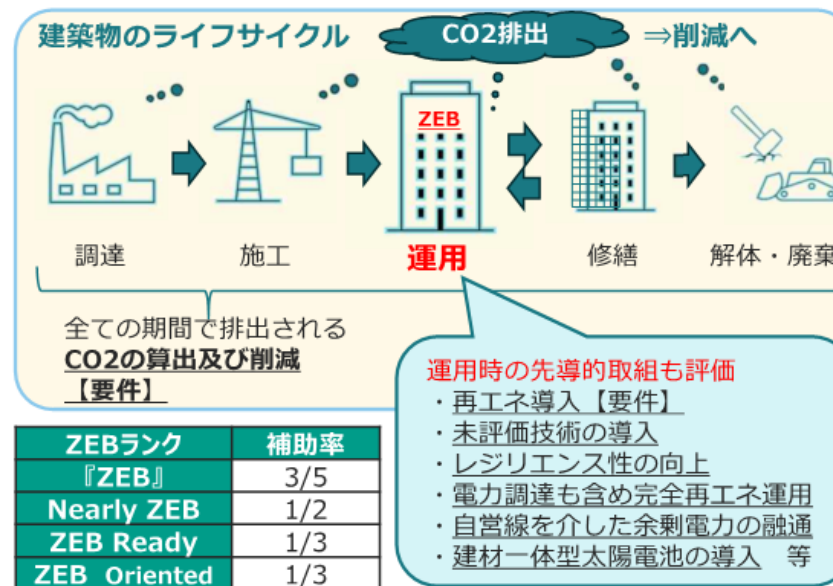
② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5～1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
 - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
 - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
 - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
 - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
 - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
 - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備
(原則導入)



省エネ設備
(空調・断熱改修等)

30%以上の
省CO2



充放電設備



補助要件

＋ <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応

【例】



トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入※に対して支援を行う。

※省CO2型設備の導入は、削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

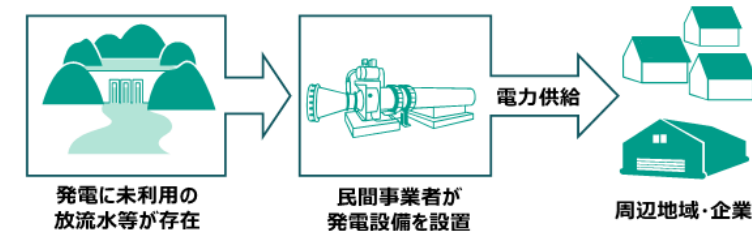
- 事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

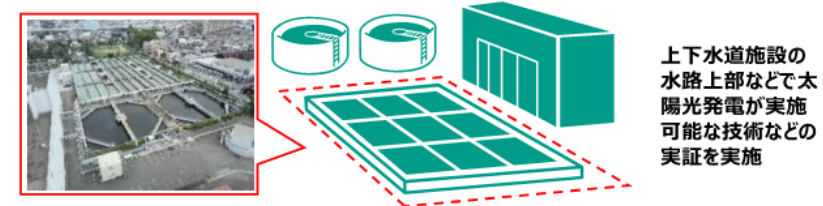
①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業





業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率: 1/3)

- クーリングシェルの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限: 1,000万円)
- 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限: 3,500万円)
- オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限: 4,000万円)
- 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限: 1,000万円)

◆補助要件: 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率: 1/3)

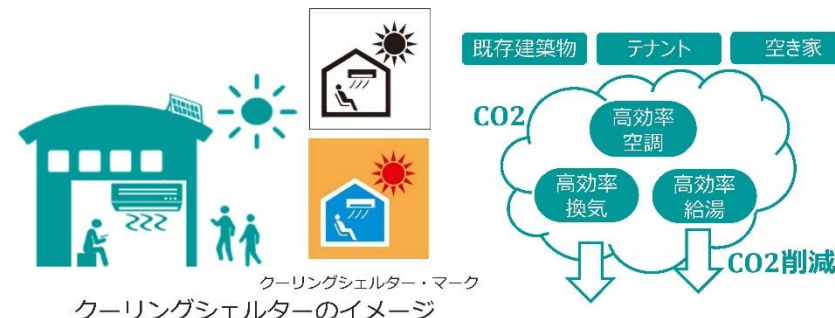
※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

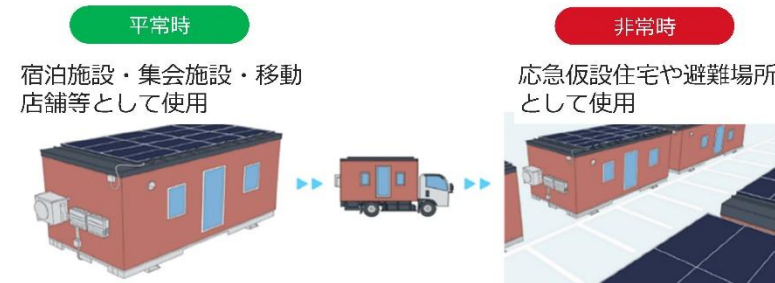
- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和7年度予算（案） 1,800百万円（1,800百万円）】



環境省

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再生エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再生エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再生エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

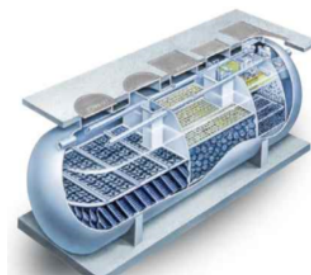
③中大型合併処理浄化槽への再生エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再生エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）
HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

【事業目的・背景・課題】

国立公園の利用拠点には、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付けるポテンシャルを有している。一方で、インバウンド対応や個人旅行へのシフトなど旅行ニーズの変化に対応できておらず、また廃屋化した建物が魅力を著しく低下させているなど自然環境と地域独自の文化が相まった魅力を旅行者が十分に体感できていない。

また、第24回観光立国推進閣僚会議（R6.7）にて、2031年までに全ての国立公園で、地域の理解と環境保全を前提に、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による滞在体験の魅力向上の取組を展開することとなった。

以上より、インバウンドの地方への誘客促進等の観光促進のため、引き続き計画に基づき事業を推進する必要がある。

【事業内容】

- 国立公園利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。
- 具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。
 - 1 利用拠点計画策定支援
 - 2 利用拠点計画に基づく整備事業
 - ①廃屋の撤去 ②インバウンド機能向上 ③まちなみの改善
 - ④既存施設の観光資源化 ⑤引き算の景観改善
 - ⑥利用拠点滞在環境改善事業（仮称）【新設】
 - 3 自然景観地の核心地の上質化事業
 - 建物の外装、内装、設備の改修 等

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業（Ⅱ①のみ）、補助事業（補助率1/2※）
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3
- ・請負先/補助対象：民間事業者、都道府県、市町村等
- ・事業期間：令和元年度～

【事業イメージ】



廃屋を撤去し、跡地に民間事業者が新たな施設（カフェ、休憩テラス等）を整備

利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化

【令和7年度見直し内容】

- ・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、景観阻害施設の撤去など面的な滞在環境改善への支援拡充
- ・社会的課題、ニーズの変化を踏まえた補助内容の見直し

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 同時音声翻訳技術の一部導入
- (5) 自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業・補助事業（補助率：2/3）
- ・請負先/補助対象：民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等

【事業イメージ】



【令和7年度見直し内容】

- ・野生生物関係施設の多言語解説整備
- ・魅力的な多言語解説整備のための地域支援等
- ・同時音声翻訳技術の一部導入

国立公園等利用等推進事業費 (4)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和7年度予算(案) 20百万円(20百万円)】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援。

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り(地域の合意形成)
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり(安全管理、環境への配慮含む)

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、定額)
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

お問合せ先: 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話: 03-5521-8271

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

事業目的・背景・課題

- 2024年の訪日市場は為替の後押し等もあり、過去最高の3500万人・8兆円の達成も視野。他方、政府目標である2030年6000万人・15兆円の達成のためには未だ道半ばであり、**一人あたりの消費額も2万円以上の更なる積み増し**が必要である等、観光消費額の向上に向け、一層の取組強化が必要。特に我が国は観光コンテンツ等の娯楽サービス費支出が諸外国と比べて低い点が課題。
- このような状況を踏まえ、より効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の**我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品（プレミアムインバウンドツアー）の造成**が急務。『日本でしか経験できない特別な体験』を提供するプレミアムツアーは消費額の向上だけでなく、当該コンテンツ単独でインバウンドの来日意欲を創出する効果も期待。このような地域への経済波及効果の高い観光コンテンツを集中的に造成し、地方創生に繋げる。

事業内容

高単価な特別体験『プレミアムインバウンドツアー』の造成

- より効果的に消費額拡大を図るために、消費意欲が旺盛なインバウンド客をターゲットに、我が国が誇る観光資源を生かした**高価格帯商品の造成を集中的に実施**。特に貴重な観光資源の特別開放、地域産品や伝統工芸品等のモノ消費と一体となった特別体験、高単価商品の造成による多角化促進等に注力。
- また、地域への経済波及効果の最大化を促進するため、**地域調達率の高いコンテンツ**造成を支援。

海外情報発信

- 造成したプレミアムツアーを活用した来日意欲の創出のため、訪日イベント等を実施。

事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業（最低事業費1,500万円）
- ・ 補助額：1,000万円（定額）+ 250～3,500万円（補助率1/2） 例：総額1,500万円の場合 1,000万円（定額分）+ 250万円（1/2補助分）
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



地域観光魅力向上事業

事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、**依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている**状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成**を更に進め、**来訪目的の創出**が必要。
- また、**個人手配化・オンライン手配化への急激な転換**といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援**が必要。これらの支援を通じて、**地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与**。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・ 観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・ 観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2（補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円）
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

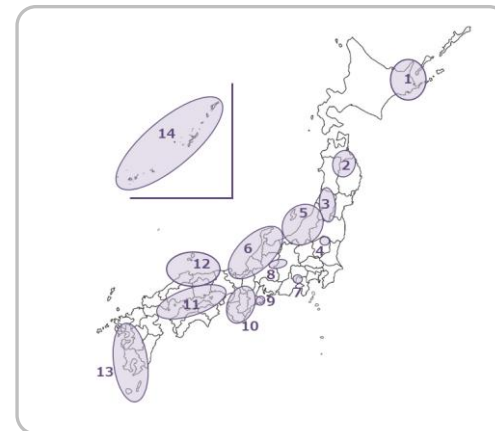
事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画等の目標※¹の早期の達成に向け、**高付加価値旅行者**※²の**地方への誘客の強化**が不可欠。
- モデル観光地※³においてマスタープランに基づく取組を推進し、高付加価値旅行者の誘客実績の積み上げを図る。

※¹（明日の日本を支える観光ビジョン）訪日外国人旅行消費額：2030年 15兆円、訪日外国人旅行消費額単価：2030年 25万円
（観光立国推進基本計画）訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数：2025年 2泊

※² 着地消費 100 万円以上/人の訪日外国人旅行者

※³（右図）①東北海道、②八幡平及び周辺地域、③山形、④那須及び周辺地域、⑤佐渡・新潟、⑥北陸
⑦富士山麓、⑧松本・高山、⑨伊勢志摩及び周辺地域、⑩紀伊山地及び周辺地域、⑪せとうち、
⑫鳥取・島根、⑬鹿児島・阿蘇・雲仙、⑭沖縄・奄美



事業内容・事業イメージ

マスタープラン（令和5年度策定）に基づく高付加価値旅行者の誘客に向けた取組

- ・コンテンツ等の発掘と磨き上げ
- ・宿泊施設の誘致活動
- ・移動手段の改善事業
- ・ランドオペレーション体制の強化、受入実施
- ・ガイド・コンシェルジュ等の確保と育成 等

※ 令和6年9月に追加選定された地域（③山形、⑤佐渡・新潟、⑦富士山麓）においては、上記取組に先立ち、下記の取組を実施

- ・マスタープラン策定
- ・推進体制構築

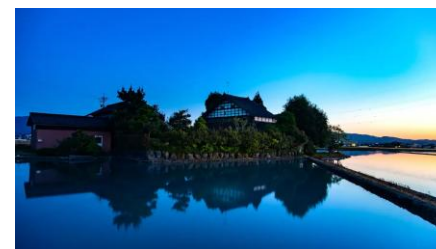
事業スキーム

・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者

目指す姿



魅力的なコンテンツの創出



宿泊施設の高付加価値化



移動のシームレス化



地方への送客・ガイド・
ホスピタリティ人材の育成

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

事業目的・背景・課題

- 国内外の観光需要が堅調に回復する中で、一部の地域や時間帯等によっては、観光客の過度な混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対処が必要。
- 観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描き、実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組を総合的に支援する。

事業内容

各地域が現在抱えている／今後抱えうるオーバーツーリズムに関する課題について、その未然防止・抑制に向けた様々な取組※を総合的に支援する。

<類型>

- ① **地域一体型**：地方公共団体／DMOが中心となり、地域の観光関係者や住民の参画を得つつ実施する取組を支援。
- ② **実証・個別型**：地方公共団体／DMO／民間事業者等が主体となった取組を支援。（民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須）

※(a) 地域における受入環境の整備・増強、(b) 需要の適切な管理、(c) 需要の分散・平準化、(d) マナー違反行為の防止・抑制、
(e) 地域住民と協働した観光振興に係る取組（いずれも調査・実証事業を含む。）を対象とする。

事業スキーム

- ・ 事業形態：①、②ともに間接補助事業
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）

→①地方公共団体、DMO

補助率等：1 地域あたり400万円まで定額、補助率 2 / 3 (※)、1 / 2、上限額：8,000万円

※申請主体が持続可能な観光に取り組む地域である場合（日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマークを取得済又は取得予定）

→②地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助率等：1 / 2、上限額：5,000万円

事業イメージ



観光地・観光産業における人材不足対策事業

事業目的・背景・課題

- 宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- 人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業内容

①人材確保の促進

大型の合同企業説明会等における宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に促進

②人材活用の高度化に向けた設備投資支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を支援

③外国人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

事業スキーム

- ・ 事業形態：①③直轄事業 ②間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2）
- ・ 補助対象・請負先：①③民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

事業イメージ

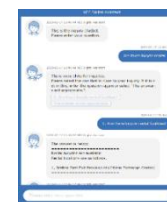
設備投資支援



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット



チャットボット

外国人材の確保



特定技能外国人材
（宿泊業）

観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業

事業目的・背景・課題

- 人口減少が進む中で、国内における新たな交流市場を開拓する取組が求められているところ、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及・定着を目指すことが期待されている。
- このため、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化を一層推進してユニバーサルツーリズムを促進することにより、国内における新たな交流市場を開拓するとともに、観光地・観光産業の収益性の向上を図る必要がある。

事業内容

- 高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。

事業イメージ

✓ 段差を解消して高齢者等が移動しやすくするために客室を改修する。



✓ 身体が不自由な方のために腰をかけられるように浴室を改修する。



事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業（補助率1/2 補助上限1,500万円）
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者

地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

事業目的・背景・課題

- 災害が激甚化・頻発化する中、訪日客が旅行中に災害に遭うケースも想定されるとともに、訪日客が増加する中、旅行中に医療機関を受診するケースも増加することが想定される。
- 更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。



事業内容

①地域における観光危機管理計画の策定補助

- ・ 各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援。

②観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化

- ・ 訪日外国人旅行者の一次的な安全・安心確保のため、観光施設等における非常用電源装置や多言語対応AED等の整備、多言語機能の強化等の環境整備を支援。

③医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

- ・ 訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語化等の環境整備を支援。

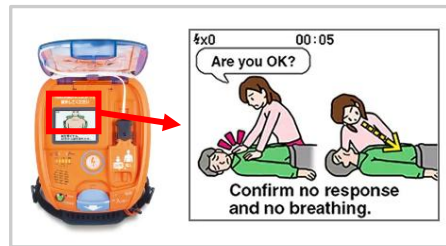
事業スキーム

- ・ 事業形態①：直接補助事業（補助率 1 / 2、上限500万円） 補助対象：地方公共団体
- ・ 事業形態②：直接補助事業（補助率 1 / 2） 補助対象：民間事業者、地方公共団体、DMO等
- ・ 事業形態③：直接補助事業（補助率 1 / 2） 補助対象：民間事業者等

事業イメージ



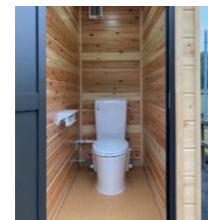
観光危機管理計画の策定支援



多言語対応AED等



非常用電源装置の整備



災害用トイレの整備



キャッシュレス決済環境の整備

観光産業再生促進事業

事業目的・背景・課題

- 観光産業の中核である宿泊業は、これまで地域における観光需要の受け皿としての役割を果たしてきたところであるが、コロナ禍で増加した債務の返済に行き詰まることで、本来その宿泊施設が有する魅力を十分に発揮することができず、今後、倒産・廃業に至る宿泊事業者が増加するおそれがある。
- この点、現在でも公的な支援制度があるが、宿泊業の運営面に関する専門的なサポートは限られており、また、宿泊業に特化した事業再生のモデルも十分に整備・共有されていない。
- そこで、債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対し、他の公的な支援制度とも連携し、宿泊業の再生ノウハウを集約したガイドラインを作成し、これを広く共有していくことで、宿泊事業者の再生機会の拡大を図ることが必要である。

事業内容・事業イメージ

①宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知

・中小企業活性化協議会等の公的な支援制度と連携し、経営状況が悪化しているものの事業再生の見込みのある宿泊事業者を選定し、宿泊業に精通したコンサル事業者の派遣・アドバイスの下、宿泊業に特化した事業再生の**アクションプラン**（原価計算に基づくサービス水準の決定、従業員の活用方法等）**を策定**。

・**再生モデル事例より得られたノウハウを収集の上、ガイドラインを策定**し、幅広く宿泊事業者や金融機関等の関係者に共有。

②再生に必要なシステム、備品及び設備の改善

・①のアクションプランと連動した、選定された宿泊事業者が再生を図る上で必要となる**システム、備品及び設備の改善費用を支援**。

（例）軒先の補修、客室・ロビーの改善、PMSの導入等



事業スキーム

- ・ 事業形態：①直轄事業 ②間接補助事業（上限700万円、補助率2/3）
- ・ 補助対象・請負先：①民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

事業目的・背景・課題

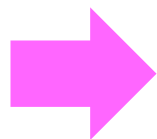
- 訪日外国人旅行者を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の選択意向が年々高まっており、世界の旅行者が我が国を旅行先として選択しなくなることを防ぐためにも、宿泊施設のサステナビリティ強化が必要。
- このため、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、サステナビリティの向上に関する取組を支援する。

事業内容・事業イメージ

宿泊施設における省エネ型ボイラー、太陽光発電、省エネ型空調等の省エネ設備等の導入支援を行う。



省エネ型ボイラー



太陽光発電



省エネ型空調

事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業（補助上限1,000万円、補助率1/2）
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業

事業目的・背景・課題

- 今般の地震で被害を受けた観光地全体の復興のためには、施設の復旧・事業継続等の措置に加え、観光施設・宿泊施設等が一体となった観光地の復旧・復興計画等の策定・地域の魅力向上のための取組が必要。
- 今回の災害からの復旧に当たって、自治体、関係団体や個別事業者が一体となった復旧・復興計画の作成、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等を支援する。

※被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ 令和6年1月25日（抜粋）

能登地域の朝市等の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援やまちづくり支援、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成を支援する。

事業内容

- 被災観光地の再生を目的とした次の取組を支援。

①マーケティング実施、復旧・復興計画策定
②誘客コンテンツの造成
③情報発信、プロモーション

④宿泊施設の収益力向上支援
⑤専門家派遣 等

事業イメージ

①マーケティング実施、 復旧・復興計画策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査や復旧・復興方針等を定めた計画策定を支援。



マーケティング調査

②誘客コンテンツの造成

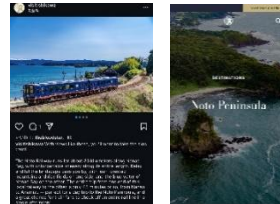
復旧後に誘客を促進するための地域独自の観光資源を活用したコンテンツの造成を支援。



コンテンツ造成

③情報発信、 プロモーション

WEB・SNS等を活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



webを活用した魅力発信

④宿泊施設の 収益力向上支援

食やスポーツと連携するなど地域が目指す計画に基づき、個別の施設が検討する改修プラン等の作成を支援。



高付加価値な改修プランの作成

⑤専門家派遣

事業スキーム

・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者

事業目的・背景・課題

- 我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。
- 本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業内容

持続可能な観光の推進に向けた受入環境整備を促進

- ・地域資源の保全・活用のための遊歩道やバイオトイレの整備のほか、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた混雑状況の可視化に係るシステム整備やマナー啓発のためのコンテンツ制作等を支援
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入等を総合的に支援

交通サービスの受入環境整備を支援

- ・入国から目的地までの移動を円滑に実施するための公共交通機関等における取組を支援

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

事業スキーム

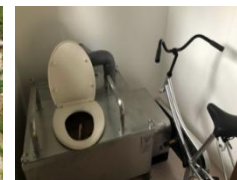
- ・ 事業形態：直接補助事業 補助率：1／2、1／3等
- ・ 補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・ 事業期間：平成28年度～

事業イメージ

地域資源の保全・活用



自然保護のための
遊歩道の整備



バイオトイレの
整備

需要の適切な管理



入域料等徴収のためのシステム整備

需要の分散・平準化



観光スポットや周辺エリアの混雑状況
の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発



マナー啓発のためのコンテンツ制作、
看板・デジタルサイネージ等の整備

交通サービスの受入環境整備



多言語表記

UDタクシー

キャッシュレス
決済

事業目的・背景・課題

- 宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- 人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化等の人手不足対策を実施。

事業内容

①外国人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

②経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進

③地域内における事業者間連携を通じた人的資本の最適配置

地域内における事業者間連携を通じて、観光地・観光産業の人材の有効活用や省人化を図る取組を促進

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間事業者
- ・ 事業期間：①令和元年度～ ②令和5年度～ ③令和6年度～

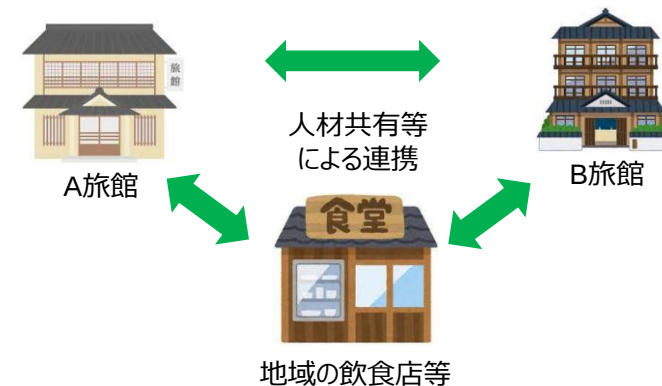
事業イメージ

外国人材の確保



特定技能外国人材
(宿泊業)

人的資本の最適配置



事業目的・背景・課題

- 地域が観光地としての自らの価値を磨きながら成長を続け、次世代に受け継がれていくためには、環境、文化、社会・経済面の持続可能性が必須。また、観光地・観光産業が、収益性の向上を通じて必要な投資・人材育成を進め、持続可能なあり方で発展していくことが重要。
- 海外からの観光客数増加及び“持続可能な観光”に関するニーズの増加トレンドを逃さず、将来にわたって我が国の多様な観光地が“選ばれ続ける観光地”となることを支援すべく、観光計画策定支援・モデル実証を実施する。

事業内容

①持続可能な観光計画等の策定支援*【補助事業】

日本版持続可能な観光ガイドライン(ガイドライン)に基づく地域における持続可能な観光計画等の策定・改定を支援する。

* 本事業実施後に、ガイドラインロゴの取得を必須化

②モデルケースの造成【調査事業】

地方公共団体等※が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

※これまで採択したことが無い地方公共団体等を優先採択

事業スキーム

①事業形態：直接補助事業（補助率 1 / 2、上限500万円）

補助対象：地方公共団体、DMO等

②事業形態：直轄事業

※対象：ガイドラインロゴ取得済、又は本事業実施後にガイドラインロゴの取得を行う地方公共団体・DMO等

事業期間：令和4年度～

事業イメージ



◀ 地元大学と連携したSDGsの関連プログラムの企画・実施

伝統的な町並みの保全のための歴史的資源の活用・収益化 ▶



＜日本版持続可能な観光ガイドラインを構成するカテゴリー＞

持続可能なマネジメント

社会経済のサステナビリティ

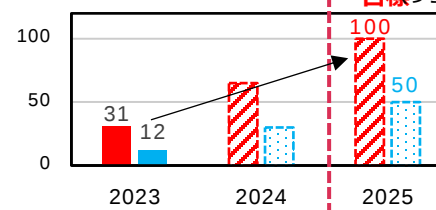
文化的サステナビリティ

環境のサステナビリティ



＜観光立国推進基本計画（2023年3月閣議決定）＞

持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数：2025年目標 100地域
目標うち国際認証・表彰地域 50地域



＜国際認証・表彰の例＞



事業目的・背景・課題

- インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させる必要。
- 全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

事業内容・事業イメージ・事業スキーム

事業期間：①令和4年度～、②・③・⑦令和7年度～、④・⑥令和元年度～、⑤令和2年度～

①インバウンド受入環境高度化事業

インバウンドの周遊促進・消費拡大に向けて、観光地等の面的な受入環境整備の高度化を支援

【補助メニュー例】（全20項目）

- ・多言語化、公衆無線Wi-Fi、キャッシュレス、トイレ洋式化等の基礎的な受入環境整備
- ・ワーケーション環境の整備、ICTごみ箱の設置、多様な移動手段の導入等
- ・ナイトタイムエコミー、廃屋撤去等の賑わい環境の創出
- ・段差の解消、子連れ環境の整備等のユニバーサル対応支援
- ・観光案内所の整備等の観光拠点の整備・改良に係る支援



- ・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2 等）
- ・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

③インバウンド安全・安心対策推進事業

観光危機管理計画策定、観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化を支援



観光危機管理計画の策定支援



多言語対応AED等



非常用電源装置の整備

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）※観光危機管理計画策定補助のみ上限500万円
- ・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

②二次交通の高度化（新規）

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版/公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援

- 1) 日本版/公共ライドシェア導入
- 2) レンタカー貸渡の省人化や複数施設による共同送迎輸送等、地域の輸送資源の活用促進
- 3) モード間連携による円滑な乗継・周遊（観光MaaS）

観光客向け
公共ライドシェア

旅館送迎車両の活用

列車降車時にタクシーを
手配する仕組み

- 1) 事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→地方公共団体等、補助率 2/3）
- 2,3) 事業形態：直接補助事業（補助率 2/3）
補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

④観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援



- ・事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）
国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者へ補助、
補助対象事業者は補助対象経費の1/2または2/3を間接補助対象事業者へ補助

⑤先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）
- ・補助対象：地方公共団体、協議会



多言語案内看板 サイクルラックの設置

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 情報発信

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 1/3）
- ・補助対象：地方公共団体、民間事業者

建築物・空地等の美装化・
緑化、除却等

歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

⑦免税対応（新規）

制度改正に伴う、輸出品物販売場におけるシステム改修費用を支援

- ・事業形態：間接補助事業
（国→民間事業者→輸出品物販売場）
- ・補助率：定額（15万円）





全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

事業目的・背景・課題

- インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を実現するため、DXの推進を通じた、コンテンツの販路拡大、予約・在庫管理の最適化による収益・生産性向上に加え、観光地経営の高度化による地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進等を図る必要がある。
- 持続可能な観光地域づくりに向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。

事業内容

①観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上等に向けた支援

観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化やレベニューマネジメント推進等による観光産業の収益・生産性向上に向けた地域一体でのデジタルツール導入を支援。

②専門人材による伴走支援

DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援を実施。

③データを活用した地域活性化モデル

旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータをDMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデルを創出する。

④観光地域づくり法人（DMO）の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル

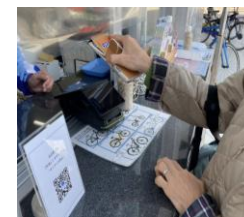
訪日外国人旅行者の地方誘客を促進するため、登録DMOがインバウンドデータ等を収集、分析してDMOの経営戦略策定につなげる基礎的で汎用的なモデルを創出する。

事業スキーム

- ・ 事業形態：①②間接補助事業(①上限1,500万円、補助率1/2、②定額(上限800万円))、③④直轄事業
- ・ 補助対象・請負先：①②国→民間事業者(事務局)→DMO・地方公共団体・民間事業者等、③④民間事業者(コンソーシアム)
- ・ 事業期間：令和6年度～

事業イメージ

デジタルツールの導入支援



キャッシュレス決済



体験・アクティビティ予約・在庫管理

専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

事業目的・背景・課題

- 全国の優良な観光地域づくり法人（DMO）の更なる体制の強化を支援することにより、世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進することを目的とする。

事業内容

- ① **専門的知見や外国人目線を有する外部専門人材の登用に係る費用を支援**
 - ・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備
 - ・インバウンドに関するデータの分析とそれに基づく誘客/観光消費戦略の策定
 - ・外国人旅行者に選考される魅力的なコンテンツの開発・強化
 - ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション
- ② **中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援**
 - ・採用活動
 - ・他のDMOとの人材交流
 - ・先進的な海外観光地域への視察
 - ・研修・セミナー等の受講
- ③ **安定的な財源の確保に資する以下の取組に係る費用を支援**
 - ③-i 安定的な財源の確保のための計画の策定
 - ③-ii 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入等に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催

事業イメージ



現地ガイドの育成のための外部専門人材の登用



地域マネジメント研修の受講



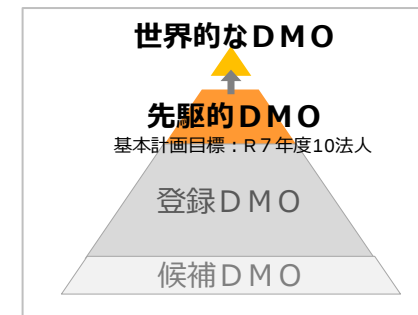
財源確保に向けた勉強会

事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助（定額（上限①1,500万円※¹、②500万円、③-i 500万円、③-ii 200万円））
- ・ 補助対象：国→民間事業者→登録DMO・地方公共団体※²
- ・ 事業期間：令和元年度～

※ 1 インバウンドの地方誘客に係る喫緊の課題に対応するため、受入環境整備に関して多言語表記、二次交通、ガイド等の分野を優先的に採択する。

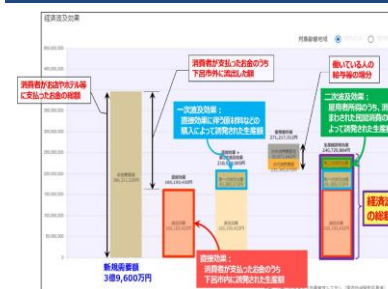
※ 2 地方公共団体が③に係る取組をDMOと共同して実施する場合も支援対象とする。



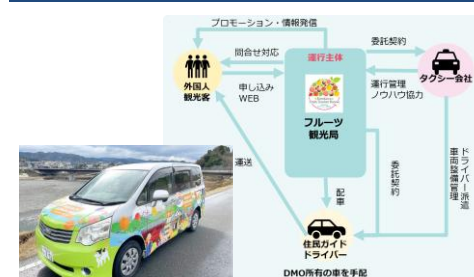
- ・ インバウンド地方誘客の強化やオーバーツーリズムの未然防止等に取り組むDMOについて、地域特性を踏まえて類型化した上で、モデルとなるDMOを募集・選定
- ・ 観光地経営を行うにあたっての課題やその解決に向けた具体的な取組について検証
- ・ 観光地経営アクションプラン策定後、具体の取組等を実証
- ・ 検証過程や実証の内容をとりまとめ、横展開を図ることにより、地域全体の活性化に向けた取組や世界的なDMOの形成を促進

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者→DMO
- ・事業期間：令和5年度～

(1) 観光による受益が広く地域にいきわたり、地域全体の活性化を図るための取組



例) 産業関連表を活用した経済波及効果の見える化



例) 公共ライドシェアを踏まえた二次交通の確保に向けた計画の策定



例) 宿泊施設や旅行商品開発による収益事業



例) 一次産業、大学等多様な関係者と連携した取組

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



事業スキーム

- ・ 事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・ 補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・ 事業期間：平成30年度～

多様な食習慣や文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者の受入環境整備に向けたモデル事業

事業目的・背景・課題

- インバウンドの拡大に伴い、ベジタリアン・ヴィーガン等の多様な食習慣や文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者も増加する傾向。観光消費額拡大に向けて、こうした多様な訪日外国人旅行者に対して必要な食の提供機会や環境整備等を推進する必要がある。
- 受入環境の整備やニーズに合わせた高付加価値なサービスの提供等による地域一体の取組を促進するため、地域の観光関係者の連携による優良モデルを構築する。

事業内容

モデル実証【調査事業】

- 多様な食習慣・文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者の誘客促進・観光消費拡大に向けて、地方自治体、DMO、飲食業、宿泊業、旅行業等の観光関係者が連携して旅行環境整備に取り組む**モデル実証**を行う。
 - ・ 想定する多様な訪日外国人旅行者：
ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリム等
 - ・ 安心して旅行できる受入環境整備に加え、地域における滞在時間の増加や消費拡大に資するコンテンツ造成や情報発信等を併せて実施
(例：日本食らしさを備えたヴィーガン対応メニューの開発、礼拝所の整備 等)
- また、多様な訪日外国人旅行者の特性に関する基本的な理解の促進や他地域における先進事例等を横展開するべく、**自治体・事業者向けセミナーを開催**する。

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者
- ・ 事業期間：令和6年度～

事業イメージ

モデル実証プロセ

- **地域の観光関係者が多様な食習慣・文化的慣習等に対応した観光計画（事業実施計画）を策定**
(地域の観光関係者)
地方自治体、DMO、飲食事業者、宿泊事業者、旅行業者、商店街・土産物屋 等
- ▶ 観光庁において計画を採択、**専門家による伴走支援等を通じた実証事業を実施**

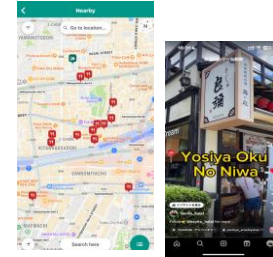
取組内容例



ヴィーガン対応メニューの開発



簡易的な礼拝所の整備

Map整備や
SNS等を活用したPR

事業目的・背景・課題

- スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方への誘客を促進するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

事業内容

- **地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた以下の取組を補助。**
 - ・ スキー場インフラの整備
 - 索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去・新設※
 - 搬器の更新（機能向上分）
 - スノーエスカレーターの導入
 - 高性能な降雪機の導入
 - ICゲートシステムの導入
 - レストハウス等の改修・撤去
 - リフト乗車補助具の導入
 - ・ スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成
 - ・ 受入環境整備（多言語対応、Wi-F整備、キャッシュレス、スキーヤー向け設備、DX対応等）
 - ・ 外国人対応可能なインストラクターの確保
 - ・ 二次交通の確保（スキー場間の周遊のためのバス運行等の実証実験）
 - ・ 情報発信（プロモーション素材の作成等） 等

※既存ゲレンデ内にある場合は、
高付加価値化に資するものに限る。

事業スキーム

- ・ **事業形態：間接補助事業（補助率 1/2）**
（※補助上限：スキー場インフラの整備について、個別事業1件につき3億円。ただし、ICゲートシステムの導入については、スキー場1か所につき1,200万円。）
- ・ **補助対象：国→民間事業者→DMO、民間事業者等**
- ・ **事業期間：令和2年度～**

事業イメージ



索道の更新に併せ、**設置位置や滑走コースの構成を見直し、利便性・快適性を向上**



ICゲートシステムの導入により、リフト券の共通化や顧客データ取得を促進



多言語看板設置により、
インバウンド利用客の利便性を向上



スノーエスカレーターの導入により、
初心者・キッズ向けコースの利便性を向上

事業目的・背景・課題

- 外国人旅行者の地方における長期滞在をより一層促進するため、1週間以上にわたり、一貫したストーリーのもと地域のコンテンツをめぐりながら、スルーガイド（Experience Manager[※]）等とのコミュニケーションを通じ、旅行者が新たな学びや気づきを体感することのできるツアーの磨き上げ及び更なる販路拡大にかかる取組を支援し、市場への受容性を実証する。
- また、このようなツアーの実施にあたっては、ツアーに同行し、地域の多様な関係者と様々に連携しながらツアー全体をコーディネートするExperience Managerの存在が重要であるため、Experience Managerの育成に係る取組を実施。

※ 基本的なガイドスキルだけでなく、顧客理解、ストーリーテリング、マネジメント等、ストーリー性のあるツアーにおいて特に重要となるスキルを有するガイドを想定。

事業内容

① ツアーの磨き上げ及び販路拡大

- ・コンテンツの磨き上げ
- ・海外旅行会社を招聘したファムツアー開催
- ・OTA掲載、商談会への出展
- ・情報発信のための素材やツールの作成 等

② Experience Managerの育成

- ・令和6年度までに実施したガイド研修を踏まえた育成プログラムの作成 等

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和6年度～

事業イメージ

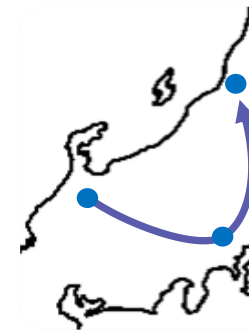
ストーリー：

サムライの繁栄と衰退の物語から、武士や日本の精神文化に触れ、自身に繋がる学びを得る

武道、武家文化に息づく
武士道精神を体感し、日本人が大事にする考え方について学ぶ



弓道体験



新しい時代を生き抜くためにラストサムライが残したことから、現代に繋がる学びを得る



居合道
(抜刀体験)



武士が嗜んだ茶道体験



相撲稽古見学



サムライシルク

事業目的・背景・課題

- インバウンドの本格的な回復に伴い、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成する。

事業内容

歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- 城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。
- 具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

①調査事業

- ・初動事業化
- ・地域経営モデル創出

②補助事業

- ・大規模改修 等



バーとして天守閣を活用



面的に整備された歴史的街並み

事業スキーム

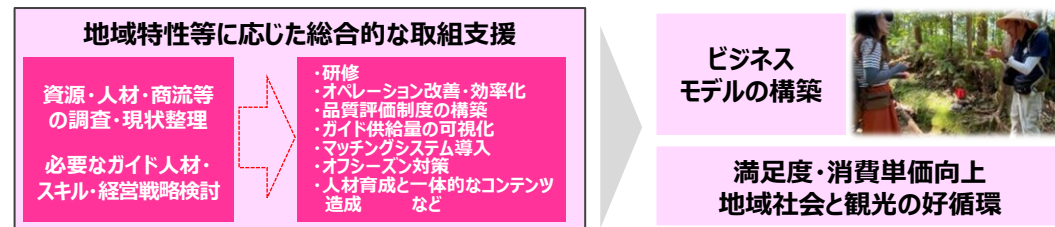
- ・事業形態：①直轄事業
②間接補助事業（補助率1/2、上限200百万円）
- ・補助対象・請負先：①民間事業者、地方公共団体、DMO等
②国→民間事業者→民間事業者、地方公共団体、DMO等
- ・事業期間：令和元年度～

ローカルガイド人材の持続的な確保・育成

- 特に地方部において、観光コンテンツの供給や、コンテンツの満足度（質）、地方誘客の促進や消費単価の向上にも直結する、地域の魅力を伝えるガイドが不足しているという課題に対応するため、地域一体となってガイド人材の持続的な確保・育成に総合的・戦略的に取り組む地域の支援を行い、モデルを構築する。

- 具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

- ①ガイド人材の確保・育成を核にした地域一体的なビジネスモデル構築事業（調査事業）
- ②ローカルガイドの質向上に必要な設備導入・物品購入等（補助事業）



※調査事業では、有識者の助言等を受けながら、これらを一体的に実施
※補助事業では、オペレーション改善のためのシステム等設備導入、ガイド付きコンテンツの質向上のために必要な物品購入等を支援

事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業
②直接補助事業（補助率 1/2、上限10百万円）
- ・補助対象・請負先：民間事業者・地方公共団体・DMO等
- ・事業期間：令和7年度～

その他、クルーズ、インフラ、医療関係の観光コンテンツ造成等への支援を実施。

事業目的・背景・課題

- 平成30年度から本事業により、25の世界遺産、34の国立公園を中心に地域の魅力を伝える解説文の整備に取り組み、ノウハウの蓄積を行ってきた。しかし世界遺産等の中には、**未整備構成資産が存在している状況**であり、その他の魅力ある観光資源も含め、解説文の整備をしていく必要がある。

事業内容

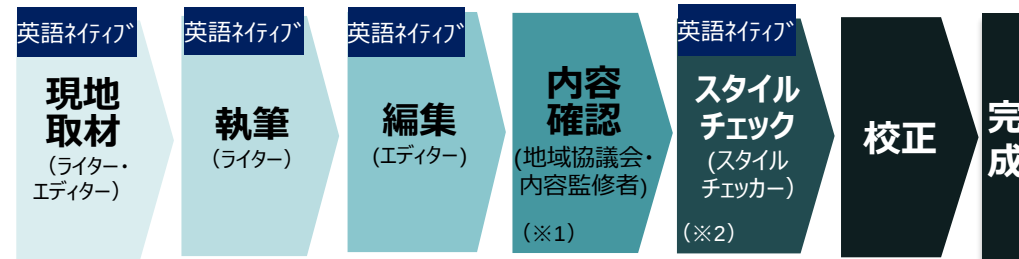
- 観光庁は、文化庁・環境省と連携し、**英語のネイティブライター等の専門人材を活用した外国人目線での分かりやすく魅力的な多言語解説文**作成を行う。
- 具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。
 - ①未整備の世界遺産・国宝や周辺の文化観光資源等令和6年度に解説文未整備状況調査を行い、調査を踏まえた解説文作成を行う。
 - ②中国語及び韓国語解説文の作成
1：中国語 2：韓国語

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・ 事業期間：平成30年度～

事業イメージ

英語解説文作成フロー



(※1)整備対象物についての専門的視点から事実確認・アドバイスを実施

(※2)文章が所定の文体等に沿っていることを確認

未整備の世界遺産



紀伊山地の霊場と参詣道
構成資産23カ所のうち、熊野本宮大社、吉野水分神社等7カ所が未整備。



古都奈良の文化財
構成資産8カ所のうち、平城宮跡・春日山原始林が未整備。

事業目的・背景・課題

- 外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンド含めた地方誘客を促進する。
- ガストロノミーツーリズムは、食の消費行動により地域に高い経済波及効果をもたらす観光ビジネスとして期待されているが、その効果を最大化するためには、**地域の食の強みやホスピタリティ、周辺産業などの様々な分析と戦略の策定及び効果の可視化を図ったうえで**、関係者を巻き込んだ事業の好循環化を推進する。
- UN Tourism（国連世界観光機関）のガストロノミーツーリズム発展のガイドラインも踏まえつつ、**持続可能な社会の発展に向け、食材やその他の資源や産業の連携など効果的な活用による、地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するためのコンテンツ造成**を行う。

事業内容

①調査事業

地域の「食」のブランディング、サプライチェーンやその他周辺産業との連携、ガバナンスの構築等を進める上で様々な知見を持った専門家とともに地域一体型経営戦略の策定と、それに伴うメニュー開発等に取り組み、ガストロノミーツーリズムの優良事例創出を図る。

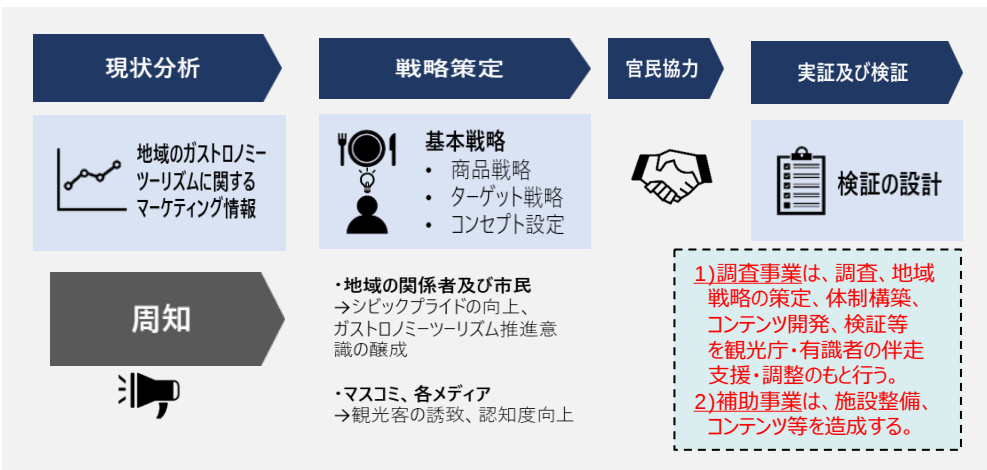
②補助事業

地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するための施設整備やコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

事業スキーム

- ・ 事業形態：①直轄事業 ②直接補助事業
- ・ 補助対象・請負先：地方公共団体・DMO・民間事業者等
- ・ 事業期間：令和6年度～

事業イメージ



ガストロノミー類型イメージ



事業目的・背景・課題

- 世界的なデジタルノマド市場の拡大に呼応し、日本でも令和6年4月よりデジタルノマド向けの在留制度が施行。今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が予想。長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さに加え、デジタルノマドは実業家等も含むビジネスインバウンドであり、対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出等の効果も期待。
- 他方、デジタルノマドの受入に向けては、『ロングステイのビジネスインバウンド』という特性を踏まえた対応が必要。具体的には、コンシェルジュの整備等の受入体制の構築、デジタルノマドに訴求する観光コンテンツの造成、長期滞在に適した滞在環境の整備、SNSネットワークが中心のデジタルノマド向けプロモーション戦略の策定等、デジタルノマドのニーズに即した観光地域づくりを総合的に進める必要。

事業内容

①調査事業

デジタルノマドの誘客に先進的に取り組むモデル地域を5地域選定し、デジタルノマドの特定に応じた以下の取組を総合的に実施。

- デジタルノマド受入に向けた体制の構築・中長期事業計画の策定
- デジタルノマドに訴求するコンテンツ造成・受入環境整備
- デジタルノマドの特性に応じたプロモーション
- モニターツアーの開催

等

②補助事業

デジタルノマド受入に必要な環境整備を支援(施設改修・整備、設備導入・物品購入等)

事業スキーム

- ・ 事業形態：①直轄事業 ②直接補助事業（補助率1/2、上限5百万円）
- ・ 補助対象・請負先：地方公共団体・DMO・民間事業者等
- ・ 事業期間：令和7年度～

事業イメージ



事業目的・背景・課題

- 地方誘客を推進する上では、地域の魅力を活用した観光コンテンツを造成するだけでなく、継続的に販売することが重要。増大するインバウンド需要に応じ、観光コンテンツ市場に新たに参入する事業者も増えてきている反面、モニターツアーやプレ販売等の一時的な販売に留まっている場合や催行日が限られる場合も少なくない。継続的に販売していくためには、販売開始後の状況も踏まえ、観光コンテンツを販売する商流の違いや特性等に適合した戦略が必要。
- 例えば、自然環境を活用したアクティビティは、世界的にも市場急伸が予想され、豊かな自然を誇る我が国の強みとなれる分野であり、昨年開催された国際的商談会（ATWS）においても我が国のネイチャーアクティビティについて高く評価されたところ。他方、我が国の豊かな自然環境を生かした地方誘客・地域消費の拡大への寄与が期待される反面、激しい繁閑差や天候等によるキャンセルリスクの高さ、安全対策に関するコストの高さ等により、収益化の難易度が高く、観光コンテンツ事業者の収益性改善に重点的に取り組むべき緊急性が高い分野。

事業内容

- ネイチャーアクティビティ等の観光コンテンツの造成に既に取り組んでいる地域を中心に、専門家による伴走支援のもと、**国際競争力のあるコンテンツとしての質を担保しつつ、継続的に販売を行うことができる収益性改善モデルの構築**を実証。
実証地域においては、持続的に収益性を確保していく観点から、**コンテンツの内容、販売経路・販売コストの合理化等に資する実証事業**を行い、**中長期的視点に立った収益性改善戦略の策定を実施**。

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間事業者、DMO等
- ・ 事業期間：令和7年度～

事業イメージ

例：ネイチャーアクティビティ

- 我が国の豊かな自然環境は、都市化が進むグローバル市場において、我が国の強みとなれる分野。
- モニターツアー等では既に高評価されたコンテンツの形はある。
- しかし、繁閑差や天候リスク、安全対策のコスト高等により継続的な販売には至れていない場合も。

継続的販売に課題を抱える地域を対象に
ボトルネックになっている要因を解消し、収益性を改善する地域モデルを構築
最長2年で継続的に販売可能な体制を整備

(イメージ)

初年度

【継続的販売に向けた地域課題の洗い出しと造成したコンテンツのローンチ】

- ・基礎調査や海外先進地視察や専門家による指導等を踏まえた地域課題の整理・分析・実証等
- ・地域課題の分析を踏まえた収益性改善戦略の策定

次年度

【ローンチ後の状況を踏まえた経営計画の磨き上げ】

- ・ローンチ後の状況を踏まえた仕入れ先や販売経路、価格設定等の見直し
- ・前年度策定した収益性改善戦略の磨き上げ

完全自走による継続的販売

○地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から地方部の観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。

※外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）により、外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置を講ずべき区間として観光庁長官が指定した区間（「指定区間」）において実施

①～④をセットで整備（3点以上）

①多言語対応（事故・災害時等を含む） ■多言語表記等 ■スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化 ■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備 ■多言語バスロケーションシステムの設置	②無料Wi-Fiサービス ■旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備	③トイレの洋式化 ■洋式トイレ、バリアフリートイレの整備	④キャッシュレス決済対応 ■全国共通ICカードの導入 ■QRコードやクレジットカード対応企画乗車船券のICカード化 ■レンタカーのキャッシュレス対応
--	--	---	---

※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。



（①～④の整備と同時に **または 整備後に、⑤～⑨を支援可能**）
（R7年度より適用）

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ■非常用電源装置・携帯電話充電設備等	or	⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上 （旅客施設の段差解消） （LRTシステムの整備） （インバウンド対応型タクシー） （インバウンド対応型バス） （荷物置き場の設置） ■段差解消やスーツケース置き場の確保	or	⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 ■観光列車 ■魅力ある観光バス ■サイクルトレイン
⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等 ■オンデマンド交通（予約システム、住民ドライバー研修費） ■超小型モビリティシェアサイクル等（サイクルポート等） ■手荷物配送（予約システム）		⑨地方ゲートウェイの刷新による二次交通への円滑なアクセス環境整備（R7年度追加） ■快適な乗り場環境整備 ■地域の特色を活かした待合環境整備		

※①～⑨とは別に、利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業についても支援可能

事業スキーム

- ・ 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2（①～④のうちいずれかを実施済みの場合（全て実施済みの場合も含む）は、1/3）
- ・ 補助対象事業者：公共交通事業者、旅客施設の設置管理者 等
- ・ 事業期間：令和元年度～

事業目的・背景・課題

- アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際相互理解の増進により、安定的な国際関係の構築につながることから重要。特に、教育的効果の高い海外教育旅行は、若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加にも寄与。
- 優良な海外教育旅行プログラムの開発を促進し、海外教育旅行の裾野拡大・定着を図る必要がある。

事業内容

- ① **学校・地方公共団体と旅行事業者の連携による海外教育旅行のプログラム開発**
・導入に意欲のある学校・地方公共団体等と旅行事業者のマッチングや優良な海外教育旅行プログラムの開発を行う。
- ② **普及啓発**
・プログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンポジウムの開催やウェブサイトでの情報発信、各種ルートを通じた周知を行う。

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間団体
- ・ 事業期間：令和2年度～

事業イメージ



海外教育旅行のイメージ

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がりの創出を目的にした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、地域への経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な先駆的モデル事例の創出に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

人と地域の関係人口化

先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高さと事業の持続可能性を両立した新たな事業モデル等、これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない先駆的な事業モデルの創出を実施。

企業と地域の関係人口化

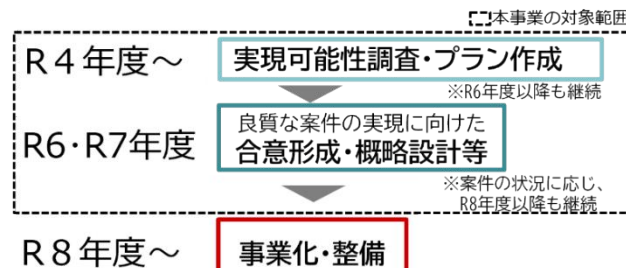
企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。

地域・日本の新たなレガシー形成

レガシー形成事業の深化

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討。



歴史的建築物の保存・整備と観光拠点等への活用(神奈川県伊勢原市)

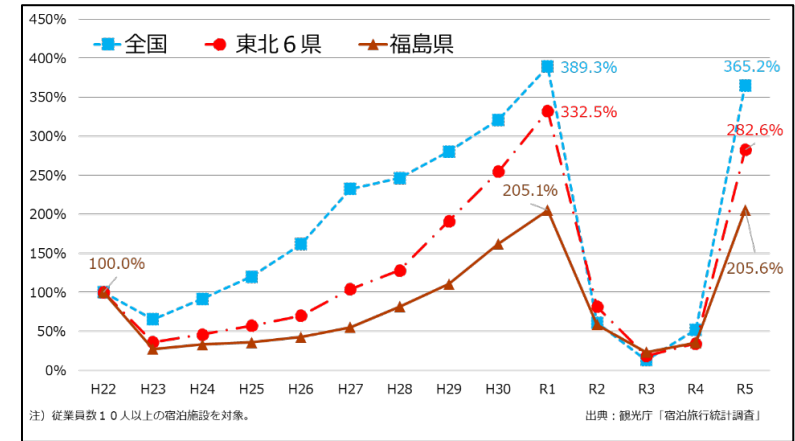
事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
- ・ 事業期間：令和4年度～

事業目的・背景・課題

- 福島県が策定した福島県観光関連復興事業実施計画に基づく風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に要する経費の一部を国が補助することにより、**早期の観光復興を促進**する。
- 東日本大震災前の平成22年と令和5年との比較において、福島県では、外国人延べ宿泊者数の伸び率について、全国等と比較し低いといった現状がある。このため、**インバウンド向けの取組に対する支援を特に重視**していく。

外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移(平成22年比)



事業内容及び事業イメージ



(1) 滞在コンテンツの充実・強化
ホープツーリズム(※)のプログラムの磨き上げのためモニターツアーを実施
(写真: 大熊町 中間貯蔵施設)



(2) 受入環境の整備
ホープツーリズム及びサイクリングの知識を兼ね備えたガイドの養成講座を実施
(写真: 南相馬市)



(3) プロモーションの強化
海外で現地のイベントに出展し、福島の魅力をPR
(写真: R5.4.30~5.1 バンコクで開催の日本東北観光フェア)



(4) 観光復興促進のための調査
風評の実態把握や課題抽出のための調査を実施
(写真: 南湖公園)

※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

事業スキーム

- ・ 事業形態: 直接補助事業
- ・ 補助対象: 福島県
- ・ 事業期間: 平成25年度～
- ・ 補助率: 浜通りの区域のみを対象とする取組は8/10、浜通り+その他県内の区域を対象とする取組は7/10

事業目的・背景・課題

- ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。

※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

事業内容及び事業イメージ

海水浴場等の受入環境整備

トイレ棟の改修、案内看板の設置等、海水浴場等における施設・設備の改修・整備等を支援。



バリアフリー設備の導入

海の魅力を体験できるコンテンツの充実

モニターツアーや商談会の実施等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げを支援。



伝統漁法体験コンテンツの造成

海にフォーカスしたプロモーション

旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。



旅行博におけるPR

ビーチ等を対象とした環境認証の取得

ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。



水陸両用車椅子の導入

主な海水浴場・海岸 (令和4～6年度支援地域)



事業スキーム

- ・ 事業形態：直接補助事業（補助率 8/10） ・ 事業期間：令和4年度～
- ・ 補助対象：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会及び登録DMO